



令和5年7月4日
市議資料

狹江市民食堂の運営休止に関する覚書

狹江市（以下「市」という。）と株式会社ジャックポットプランニング（以下「ジャックポット」という。）は、狹江市民食堂（以下「市民食堂」という。）の運営休止に因り、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、市民食堂の運営を休止するにあたり、市及びジャックポットで必要な事項を取り決めることを目的とする。

（休止期間）

第2条 狹江市民食堂の運営に関する協定書に基づく市民食堂の運営を休止する期間は、令和6年4月1日から令和8年8月31日とする。

（休止期間中の取扱い）

第3条 ジャックポットは、市民食堂の運営を休止している期間中（以下「休止期間中」という。）において、食堂の運営は行わないこととする。

- 2 市は、休止期間中、ジャックポットに対し、何ら費用を請求しないものとする。
- 3 ジャックポットは、市の許可を得た上で、市民食堂運営当初又は運営中に自ら用意した備品（以下「備品」という。）を休止期間中も残置できるものし、備品については、市及びジャックポットの双方で確認の上、別途確認書を取り交わすものとする。
- 4 前項に基づき、残置した備品における管理については、市に重大な過失がある場合を除き、市は一切の責任を負わないものとする。

（原状復帰）

第4条 市は、休止期間中に食堂以外の目的で使用する場合は、休止期間終了後、原状に復するものとする。

（覚書の有効期間）

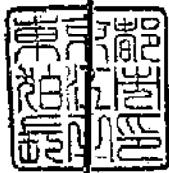
第5条 本覚書の有効期間は、締結日から令和8年8月31日までとする。

（疑義の決定）

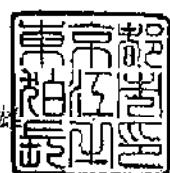
第6条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、両者故意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書の証として、本書2通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

令和5年6月19日



東京都狛江市和泉木町一丁目1番5号
狛江市



狛江市長 松 原 俊 勝
東京都世田谷区代沢五丁目17番4号
株式会社ジャックポットプランニング

代表取締役 中川

